令和元年10月31日開催

令和元年度 燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第7回総会 議事録

- 1. 開催日時 令和元年 10 月 31 日 (木曜日) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 08 分
- 2. 開催場所 会議室 301
- 3. 出席委員 (28名)

1番	金山	吉夫		11番	早渡	秀夫	21番	江口	保
2番	長谷川	川治仁		12番	大久仍	R政博	22番	山浦	博
3番	原田園	國太郎		13 番	山上	忠	23 番	小川	芳秀
4番	渡邉϶			14番	中村	幸夫	24 番	本井色	生登志
5番	佐藤	春夫		15番	伊藤	均	25番	佐藤	信一
6番	江辺	耕一		16番	伊藤	和夫	26 番	遠藤	忠夫
7番	川本	敏夫		17番	土田	喜七	27番	三浦	哲郎
8番	笠原	久幸		18番	本田	繁	28番	澤口	義明
9番	廣野	和夫		19番	荻原	一郎	29番	和田	正春
10番	山田	直子	4	20 番	欠員				

4. 欠席委員 (0名)

欠席 0名

欠員 1名

- 5. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名委員の選任
 - (3) 会長報告

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告報告第21号 農地転用事実確認願について

(4) 議事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第42号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定 について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

5番 佐藤春夫 6番 江辺耕一

9. 会議の概要

以下のとおり

本日の総会の欠席委員は、ありません。

なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださる ようお願い致します。

なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を 得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した 後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご 了承願います。

議長

総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の 出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27 条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。

議長

只今より、燕市農業委員会第7回総会を開会致します。

それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。

議長の指名に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議長として次の2名を指名致します。

議席番号5 佐藤春夫 委員及び

議席番号6 江辺耕一 委員にお願いします。

議長

次に、日程3の会長報告についてであります。

会長報告第20号から第21号を事務局に一括して報告を求めます。

事務局

会長報告第20号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。

受付番号34番 花見字富永割の畑他、計3筆、面積318 ㎡、3条売 買他に伴う小作権の解約であります。

受付番号 35 番 下栗生津字上組の田、1 筆、面積 3,000 ㎡、基盤法 売買に伴う利用権の解約であります。

続いて、農協転貸の解約であります。

受付番号 36 番 小島字香語田の田、計 4 筆、面積 4,138 ㎡、基盤法 売買に伴う利用権の解約であります。

受付番号 37 番 熊森の田、計 2 筆、面積 5,636 ㎡、基盤法売買に伴 う利用権の解約であります。

受付番号38番 笈ケ島字本成寺森の田、1筆、面積926 ㎡、基盤法 売買に伴う利用権の解約であります。

続いて、中間管理事業の解約であります。

受付番号 39 番 新生町二丁目の田、2 筆、面積 1,159 ㎡、3 条売買に 伴う利用権の解約であります。

受付番号 40 番 花見字徳左エ門下の田他、計 5 筆、面積 4, 169 ㎡、

利用権の解約であります。

事務局

続きまして、会長報告第21号、「農地転用事実確認願について」であります。

受付番号 11 番 杉柳字杉柳の田、1 筆、面積 586 ㎡、転用目的は代 替地の造成、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 9号、令和元年 9月 17日であります。

受付番号12番 砂子塚字興野浦の田、1筆、面積319㎡、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第10号、令和元年9月27日であります。

受付番号 13 番 佐渡山字江流の田、計 2 筆、面積 479 ㎡、転用目的 は資材置場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 11 号、令和元年 9 月 30 日であります。

説明は以上です。

議長

事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問 等ありましたらお願い致します。

議長

ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。

議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 23 番 中川字脇畑の畑、1 筆、面積 96 ㎡、契約内容は親子 間の贈与です。

受付番号 24 番 新生町二丁目の田、計 2 筆、面積 1,159 ㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料 1 頁</u>をご覧ください。

受付番号 25 番 杉名字杉名の田、計 2 筆、面積 482 ㎡、契約内容は 売買、対価は〇円、位置図は、同じく<u>議案資料 1 頁</u>を ご覧ください。

受付番号 26 番 花見字富永割の畑他、計 2 筆、面積 233 ㎡、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、<u>議案資料</u>2 頁をご覧ください。

以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件については、去る10月23日、第

3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

10月23日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第3事前審 查委員会、委員1名の欠席により、12名で審査の結果、「農地法第3条 の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報 告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

議長

次に、議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議 題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第38号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号12番 佐渡字寄合割の田、計5筆、面積3,143㎡、名義及 び転用目的の変更はありません。事業の拡大のため、 倉庫及び駐車場を拡大するものであります。

位置図は、<u>議案資料 3~4 頁</u>をご覧ください。申請地は、平成 31 年 4 月に転用許可となった農地に隣接した $1,852 \text{ m}^2$ を一体利用できることになったため、事業計画を見直しするものであります。

次の、受付番号13番と14番は、関連であります。

受付番号13番 小関字江東の田、計3筆、面積490㎡、承継者に名 義変更されるとともに、転用目的は住宅及び車庫から 認可保育園、兼貸店舗に変更されるものであります。 位置図は、議案資料5~6頁をご覧ください。

市内で保育園を運営するため、当初計画者から申請地を譲り受けるものであります。

受付番号 14番 小関字江東の田、計3筆、面積497㎡、承継者に名 義変更されるとともに、転用目的は住宅及び車庫から 駐車場(8台)に変更されるものであります。位置図は、 同じく5~6頁になります。

受付番号13番で申請のあった認可保育園の駐車場として利用するものであります。

説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請3件、異議がなかった事 を報告致します。

議長

只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

暫くして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員 長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 承認とする事に決しました。

議長

次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」 を議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 14番 大川津字川原の畑、1 筆、面積 166 ㎡、転用目的は 車庫兼物置、完工済みであります。位置図は、<u>議案資</u> 料 7~8 頁をご覧ください。

> 格納庫が不足したため、車庫を設置していたもので、 相続手続き中に転用違反であることを確認し、改めて 転用許可申請があったものであります。

申請地は、宅地の連たん地で、営農に支障もないと 思われることから、第3種農地であると判断されると ころであります。

また申請に伴い、申請者より「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。

次の、受付番号15番と16番は、関連であります。

受付番号 15 番 八王寺字屋敷付の畑、1 筆、面積 23 ㎡、転用目的は 貸駐車場 (1 台)、令和 1 年 11 月 30 日完工予定であり ます。位置図は、<u>議案資料 9~10 頁</u>をご覧ください。 経営の安定を図るため、受付番号 16 番と同時に貸駐車 場を整備するものであります。

申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連た

んしていることから営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 16 番 八王寺字屋敷付の畑、1 筆、面積 224 ㎡、転用目的 は貸駐車場 (9 台)、令和 1 年 11 月 30 日完工予定であ ります。位置図は、同じく <u>9~10 頁</u>になります。受付 番号 15 番と同時に貸駐車場を整備するものでありま す

> 申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に連た んしていることから営農に影響はなく、第3種農地で あると判断されるところであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農地法第4条許可申請3件、異議がなかった事を報告致します。

議長

只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。

議長

次に議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。

受付番号 44 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、面積 673 ㎡、転用目的は駐車場 (8 台) 及び資材置場、契約内容は使用貸借、令和 1 年 12 月 20 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 11~12 頁</u>をご覧ください。職員及び工事車両の置場を確保するため、 駐車場及び資材置場を造成するものであります。

申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定された 用途地域内の農地であることから、第3種農地である

と判断されるところであります。

受付番号 45番 分水東学校町二丁目の田、1筆、面積 148 ㎡、転用目的は車庫及び住宅敷地の拡張、契約内容は贈与、完工済みであります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 13~14 頁</u>をご覧下さい。敷地が狭いため、車庫及び敷地の拡張を図るものあります。

隣接している兄弟の土地を譲受人が以前から利用していたもので、相続手続き中に農地であることを確認し、改めて申請を行うものであります。

申請地は第1種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると 判断されるところであります。

また申請に伴い、申請者より「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。

受付番号 46 番 佐渡字寄合割の田、計 4 筆、面積 1,852 ㎡、転用目的は事務所及び倉庫、契約内容は売買、令和 3 年 3 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料3~4頁</u>にお戻りください。先ほど計画変更承認で説明した案件であります。事業の拡大のため、許可済み農地に隣接する農地を譲り受け事業の拡大を図るものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

次の、受付番号47番と48番は、関連であります。

受付番号 47番 小関字江東の田、計3筆、面積 490 ㎡、転用目的は 認可保育園兼貸店舗、契約内容は売買、令和2年3月 20日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 5~6 頁</u>をご覧ください。先ほど計画変更承認で説明した保育園及び貸し店舗の用地を求めるものであります。

申請地は、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 48 番 小関字江東の田、計 3 筆、面積 497 ㎡、転用目的は 駐車場 (8 台)、契約内容は売買、令和 2 年 3 月 20 日完 工予定であります。

位置図は同じく $5\sim6$ 頁になります。こちらも先ほど計画変更承認で説明した保育園の駐車場として用地を求めるものであります。

申請地は、第1種住居地域に指定された用途地域内 の農地であることから、第3種農地であると判断され るところであります。

受付番号 49 番 水道町四丁目の田、計 4 筆、面積 3, 105 ㎡、転用目的は宅地分譲(14 区画)、契約内容は売買、令和 2 年 5 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 15~16 頁</u>をご覧ください。事業拡大のため宅地分譲(14 区画)を行うものであります。

申請地は、第1種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると 判断されるところであります。

受付番号 50 番 燕字下燕中道上の田、1 筆、面積 697 ㎡、転用目的 は共同住宅(1棟、6戸)駐車場 12 台、契約内容は売 買、令和 2 年 3 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 17~18 頁</u>をご覧ください。経営の安定を図るため共同住宅を建築するものであります。

申請地は、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 51 番 花見字居掛下の田、1 筆、面積 85 ㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、相続した土地を確認したところ農地に建物がかかっていたため、改めて申請するものであります。

位置図、土地利用計画図は<u>議案資料 19~20 頁</u>をご覧ください。

申請地は、農振白地の集落内の宅地に囲まれた農地であることから営農に支障はなく、第3種農地であると判断されるところであります。

また申請に伴い、「始末書」が提出されており、事前 審査会で読み上げさせていただいたところでありま す。

説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月23日、第 3事前審査委員会が開催されていますので伊藤委員長より審査結果内 容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農地法第5条申請8件、異議がなかった事を報告致しま す。なお、番号 49 番の 3,000 m を超える案件につきましては、現地確 認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。

議長

只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。

これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり許可とする事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可 について、3,000 m²を超える案件については、許可相当として県常設審 議委員会への諮問のあと、許可と致します。

議長

次に議案第41号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議 題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第41号「農用地利用集積計画(案)の決定について」でありま す。初めに所有権の移転であります。

受付番号7番 笈ケ島字本成寺森の田、1筆、面積926 m²、移転時期 は令和元年11月22日、対価は○円、引渡し時期は令和 元年11月29日。位置図は議案資料21頁をご覧くださ い。また、以下の移転時期・引渡し時期は全て同じです のでお読み取りください。

受付番号8番 笈ケ島字本成寺森の田、1筆、面積1,016 ㎡、対価は ○円。位置図は同じく21頁になります。

受付番号9番 小島字香語田の田、計4筆、面積4,138㎡、対価は〇 円。位置図は同じく21頁になります。

受付番号 10番 下粟生津字上組の田、1筆、面積 3,000 ㎡、対価は ○円。位置図は議案資料22頁をご覧ください。

受付番号11番 杉名字杉名の田、1筆、面積978㎡、対価は〇円。 位置図は同じく22頁になります。

受付番号 12 番 熊森の田、計 2 筆、面積 5,636 ㎡、対価は〇円。位 置図は議案資料23頁をご覧ください。

事務局

続いて、利用権設定であります。

受付番号 27 番 中島字上表の田、計 2 筆、面積 1,378 ㎡、2 年の新

- 10 -

規設定、対価は現金であります。

受付番号 28 番 中島字下表の田、計 12 筆、面積 2,992 ㎡、2 年の新 規設定、対価は現金であります。

受付番号 29 番 栗生津字山王の田、1 筆、面積 2,343 ㎡、10 年の再 設定、対価は現金であります。

受付番号30番 国上字居下の田、計2筆、面積456 ㎡、10年の再設 定、対価は現金であります。

なお、番号 30 番については、農業経営基盤強化促進法では利用権の設定を受ける者については、全農地の有効利用及び耕作について常時従事していることが求められています。借受け地は畑として譲受人が管理していること、また今回は利用権の再設定であることなどから、許可は止むを得ないと判断されるところであります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権設定、受付番号27番を除いて、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転6件、番号 27番を除いた利用権の新規設定1件、再設定2件、異議がなかった事 を報告致します。

議長

只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

ほかに無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定とする事に決しました。

議長

それでは、関係委員である、議席番号 18 番本田繁委員は退席願います。

(関係委員 退室 午後2時00分)

議長

それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画(案)、受付番号27番について、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定、受付番号 27 番について、意見がなかった事を報告致します。

只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定する事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定する事に決しました。

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午後2時02分)

議長

退席された本田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、 決定とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

関係委員

ありがとうございました。

議長

次に議案第42号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。

事務局

議案第42号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 はじめに、農用地利用集積計画であります。集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。

受付番号7番 杣木字枯木の田、計3筆、面積2,556 ㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和11年12月31日までの10年であります。以下は、議案をお読み取りください。

集積計画の合計としては、合計 4 名、31,490 ㎡であります。

事務局

続いて、配分計画であります。配分計画は6件であります。

受付番号3番 杣木字枯木の田、計3筆、面積2,556㎡、利用権の配 分を受ける者の設定期間は、令和11年12月31日まで の10年であります。

配分計画の合計としては、合計 6 名、6 件 31, 490 ㎡ であります。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。本件についても、去る10月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件、配分計画、

受付番号6番を除いて、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農用地利用集積計画4件、異議がなかった事、また、農 用地利用配分計画、番号6番を除いた5件、意見は特になかった事を報 告します。

議長

只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(質疑なし)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地 利用配分計画については、受付番号6番を除いて、意見は「特になし」 とする事に決しました。

議長

それでは、関係委員である、議席番号 15 番伊藤均委員は退席願います。

(関係委員 退室 午後2時05分)

議長

それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号6番について、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

伊藤委員長

審査の結果、農用地利用配分計画(案)、受付番号6番について、特に意見がなかった事を報告致します。

議長

只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。

(異議なしの声)

議長

無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定する事で、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 決定する事に決しました。

関係委員は、入室願います。

(関係委員 入室・着席 午後2時07分)

議長

退席された伊藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。

関係委員	ありがとうございました。
議長	なお、議案第 41 号及び議案 42 号の案件につきましては、11 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。
以上	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕 市農業委員会第7回総会を閉会致します。
	(終了時刻 午後2時08分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この 次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月31日

総会議長	本样师整志
議事録署名委員	佐藤春夫
議事録署名委員	江江州一